

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2025 年 4 月 (2025.3.27～2025.4.15)

法令情報

1. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の

一部を改正する省令 <経済産業省令第 17 号> (2025. 3. 27 公布、2025. 4. 1 施行)

省エネ法に係る届出様式が改訂され、電気の需要の最適化に資する措置(ディマンド・リスポンス)に係る報告内容が追加されたほか、一部記載事項が不適切・不整合となっている箇所が修正されました。

同法に基づく特定事業者による届出並びに定期報告等に適用されます。

<参考>経産省ホームページ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/report/

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=620124051&Mode=1>

2. 環境省浄化槽法施行規則の一部を改正する件 <環境省令第 10 号> (2025. 3. 28 公布、2025. 4. 1 施行)

特定既存単独処理浄化槽は、既存の単独処理浄化槽のうち、そのまま放置すると生活環境や公衆衛生に支障を及ぼすおそれがあるため、国は環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促しています。今回、特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定に当たって参考となる事項が、法で定める浄化槽の定期検査の報告事項として定められていなかったため必要な事項が盛り込まれました。

同法に規定される浄化槽の定期検査の報告に適用されます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=195240113&Mode=1>

3. 環境基準に係る測定方法等の改正 (全 14 件)

-1. 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件

<環境省告示第 35 号> (2025. 3. 31 公布、2025. 4. 1 適用開始)

-2. 環境大臣が定める排水基準についての一部を改正する件<同第 36 号> (同上)

-3. 土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件<同第 37 号> (同上)

題記の基準の試験方法について、参照元である日本産業規格の技術基準等の改正が行われたことに伴い改正されました。他改正告示については<参考>を参照ください。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=195240069&Mode=1>

4. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令<厚生労働省令第 57 号> (2025. 4. 15 公布、2025. 6. 1 施行)

2 月号の意見募集 2 が公布されました。事業者は作業に従事する者が熱中症の自覚症状や健康障害を生じた疑いがあることを他の者が発見した場合にその者に報告させる体制を整備するとともに、熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業を行わせるときは、熱中症の重篤化を防ぐために必要な措置を講じ、またその実施手順をあらかじめ定める周知すること等されました。

労働者を使用する事業者は対応が必要です。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&Mode=1&id=495240317>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 2023年度大気汚染防止法の施行状況について (2025. 3. 28環境省)

大防法に基づく規制対象施設等への立入検査は 5.8 万件(前年比+7 千)と昨年度に続き増え、検査の 8 割は特定粉じん排出等作業場に対するものでした。行政処分及び指導は 2.2 万件(同+2 千)あり、8 割が特定粉じん排出等作業場に対するものでした。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04660.html

2. 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に

おける2022年度温室効果ガス排出量の集計結果の公表について (2025. 4. 1環境省)

環境省及び経産省は、温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、事業者から報告のあった 2022 年度の温室効果ガス排出量を集計し、取りまとめました。報告特定事業者数は 1.2 万者(前年度比+81)で、排出量は 5.6 億 tCO₂(同▲2.8 千万)と昨年から一転減少しました。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/110542_00007.html

3. 産業廃棄物の排出及び処理状況等(2022 年度実績)について (2025. 3. 28 環境省)

全国の産業廃棄物の総排出量は 3.7 億 t(前年度比▲180 万)と横ばい状態が続いています。業種別排出量は、多い順に電気・ガス・熱供給・水道業が 1 億 t、農業・林業が 8.2 千万 t、建設業が 8 千 t で全体の 7 割を占めました。最終処分量は 9 百万 t(同+20 万)で、比率の高い廃棄物は燃え殻(26.0%)、ゴムくず(18.9%)、廃プラスチック類(15.7%)でした。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/110498_00002.html

4. 2024年度 省エネ法定定期報告情報の開示制度開示シート(確報版)を公表しました

(2025. 3. 31経産省)

経産省は、省エネ法に基づく定期報告書等の情報を、事業者の同意に基づき開示する制度について、1,670 者の開示シート(確報版)を公表しました。今後、より多くの事業者に本制度に参加いただくことで、業界・産業界全体の省エネ・非化石転換の取組の底上げに繋がります。

〈参考〉経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2024/03/20250331004/20250331004.html>

5. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2025. 3. 27, 31 環境省)

ゼロ・ジャパン株式会社の廃 PCB 等の分解施設及び PCB 汚染物の洗浄施設が、廃棄物処理法に基づく低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理施設の認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/106098_00009.html

JFE 条鋼株式会社の PCB 汚染物の焼却施設が、廃棄物処理法に基づく低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理施設の認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/110951_00008.html

6. 脱炭素経営の促進に関する各種ガイドの公表について (2025. 3. 31 環境省)

環境省は、同省で実施した脱炭素経営を支援するモデル事業等の取組事例を踏まえ、バリューチェーン全体での脱炭素化に向けた取組を推進するための参考となる情報・手法等を共有するため、サプライチェーン排出量算定ガイド及びバリューチェーン全体の脱炭素化に向けたエンゲージメント実践ガイドの 2 つのガイドを公表いたしました。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04708.html

7. 特設サイト「蛍光灯製造禁止に伴う LED 照明への切替について」を公開しました (2025. 3. 310 経産省)

水俣条約締約国会議の決定を受け、水銀使用製品である蛍光灯は 2026 年 1 月より順次、製造と輸出入が規制され、2027 年末までに一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入が終了します。経産省は、蛍光灯から LED 照明への切替を紹介した WEB サイトを開設しました。なお、LED 照明への切り替えは蛍光灯の種類に応じて異なりますので、安全性をしっかりと考慮して取り替えてください。

〈参考〉経産省ホームページ https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/led_shomei/index.html

公募情報

1. 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（脱炭素ビルリノベ 2025 事業）の

公募開始について (2025. 3. 31 環境省)

環境省は、「脱炭素ビルリノベ 2025 事業」を実施し、既存建築物の外皮の高断熱改修や高効率機器等の導入等による脱炭素改修を後押しします。民間企業等が対象で対象設備は、空調、照明、給湯、外皮（窓及び断熱材）等です。公募期限は 2025. 11. 28 です。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04716.html

2. 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、再エネ熱利用・工場廃熱利用等の

価格低減促進事業の公募開始 (2025. 4. 3 環境省)

本事業は、事業者等を対象に再エネ熱利用設備、工場廃熱等利用設備更新時の省エネ設備等又は自家消費型の再エネ発電設備（太陽光発電設備を除く）について、一定のコスト要件を満たすものに対して設備導入の支援（補助率 1/3～2/3）を行うものです。応募締め切りは 2025. 5. 8 です。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04623.html

3. 2024 年度補正予算クリーンエネルギー自動車導入促進補助金のオンライン申請受付も開始しました。

(2025. 4. 7 経産省)

経産省は、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%とする目標達成のためにクリーンエネルギー自動車等の導入補助を行っています。対象は EV, PHV, FCV 並びに V2H 充放電設備等で、車両は 2024. 12. 17 以降の新車新規登録（新車新規検査届出）です。交付申請書の提出期限は改めて定められます。

〈参考〉経産省ホームページ https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/r6hosei_cev.html

以 上